

事業群評価調書(令和6年度実施)

基本戦略名	1-4 みんなで支えあう地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	福祉保健部 障害福祉課	里 隆介
施策名	1 誰もが安心して暮らし、社会参加できる地域共生社会の推進	事業群関係課(室)		
事業群名	② 高齢者や障害者等が安心して暮らすための環境整備及び支援⑤	令和5年度事業費(千円)	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費(R5実績)の合計額	18,521,110

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チャレンジ&チャレンジ2025 本文)						(取組項目)				
高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加できるよう、バリアフリー、地域包括ケアシステム、見守り体制、福祉サービスの円滑な利用のための援助体制等の環境整備を図ります。また、虐待防止、差別の解消、成年後見制度の普及啓発など権利擁護を推進します。						i)障害福祉サービスの給付等 ii)相談等による障害者の自立支援 iii)精神保健福祉施策の推進 iv)地域において発達障害児の診療・療育ができる医療機関や福祉事業所の整備 v)心身障害者に対する福祉制度の整備				
事業群	指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
	障害福祉サービス事業所で福祉的就労をしている障害者の平均工賃月額	目標値①		18,900円	19,600円	20,300円	21,000円	21,700円	21,700円 (R7)	
		実績値②	17,664円 (R元)	19,150円	19,341円	算定中			進捗状況	
		達成率 ②/①		101%	98%	—			やや遅れ	
その他関連指標	指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	
	発達外来を開設している医療機関数	目標値①		12箇所	13箇所	14箇所	15箇所	16箇所	16箇所(累計) (R7)	
		実績値②	11箇所 (R2)	12箇所	12箇所	14箇所			進捗状況	
		達成率 ②/①		100%	92%	100%			達成	
平成28年度以降、平均工賃実績は確実に上昇しているが、依然として下記①から②の課題があるため、引き続き解決を図っていく必要がある。 ①事業所により、平均工賃月額に大きな差が生じており、特に平均工賃月額がロークラス～ミドルクラスの事業所について事業所製品等の品質や生産効率を向上させ、工賃月額の底上げを図る必要がある。 ②販売力の更なる向上や職域拡大に繋げるため、新たな商品の開発、販路の開拓及び民間との連携等が必要である。 このため、県では「長崎県工賃向上計画」を策定し、各種の事業に取り組んでいる。これらの課題に対して、平均工賃額がロークラス～ミドルクラスの事業所を対象に専門家による実地指導を実施し、品質や生産効率の向上及び新商品開発や販路開拓等について助言を行い、その内容を県内の各事業所向けのセミナー等により共有した。また、他部局との連携により、国、県の助成制度を活用した新たな商品開発や職域拡大が可能となるよう、福祉関係団体や事業所に向けた情報発信に取り組んでいる。令和7年度の目標工賃額の達成に向けて、上記取組を継続するとともに、必要に応じ工賃向上計画及び事業内容の見直しを図っていく。 県内では、発達障害を診察する医療機関が少なく、診察をする一部の医療機関で、診察の待ち時間が長くなっている。これは全国的な傾向ではあるが、発達障害を診る医療機関を増やし、医療を必要とする患者を医療につなぐことが急務である。このため、県では、発達障害児の診察ができる医師を養成する研修等を実施した。また、地域において発達障害の診療やリハビリを開始しようとする医療機関の施設・設備整備に要する経費に対する補助等に取り組んでおり、引き続き、医療機関における発達外来の新たな開設を進める取組を継続していく。										

2. 令和5年度取組実績(令和6年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況 (令和6年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)				令和5年度事業の成果等				
				R4実績	うち 一般財源	人件費 (参考)		主な指標	R4目標	R4実績	達成率					
				R5実績					R5目標	R5実績						
				R6計画					R6目標							
				事業実施の根拠法令等												
事業期間	法令による 事業実施の 義務付け	県の裁量 の余地が ない事業	他の評価 対象事業 (公共、研究等)													
所管課(室)名				事業対象												
取組項目 i	○	1	自立支援給付費	9,796,129	9,796,129	1,913	●事業内容 障害福祉サービスの利用に係る給付費に対する負担 ●実施状況 障害福祉サービス(居宅介護、生活介護、施設入所支援、就労継続支援など)の利用に係る給付費に対する負担金(国1/2、県1/4、市町1/4)を支出した。	【活動指標】	数値目標なし	55,299	—	●事業の成果 ・長崎県障害福祉計画(障害者総合支援法)に基づき障害福祉サービスの計画的な提供を図った。 ・本事業の実施により障害者に就労の場を提供するとともに、工賃の水準が向上するために必要な支援を行うという観点から、サービス実施事業所に対しては工賃向上月額に応じた基本報酬の設定がなされていることで、障害者の平均工賃向上に寄与している。 ●事業群の目標達成への寄与 ・障害福祉サービス事業所へ報酬の支払いを行うことにより、円滑な障害福祉サービスの提供に繋がった。				
				10,285,144	10,285,144	1,915			数値目標なし	55,142	—					
				10,571,241	10,571,241	1,945			数値目標なし							
				障害者総合支援法第94条					【成果指標】	—	—		—			
			H18-							—	—		—			
			障害福祉課	○	—	—				社会福祉法人等	—					
		2	福祉・介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業費	1,250	0	0		●事業内容 障害福祉サービス事業所における処遇改善加算の取得を支援 ●実施状況 国庫(10/10)が取得できなかったため、県で処遇改善加算等に関する説明資料を作成しホームページへ掲載した。	【活動指標】	30	17		56%	●事業の成果 ・令和5年度は793の事業所が加算Ⅰによる収入を得て賃金改善を実施し、一定の成果が得られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・職員の処遇改善を図ることで、福祉サービス事業所における人材確保に寄与した。		
				0	0	0				30	0		0%			
				5,824	0	0				60						
				—					【成果指標】	738	767		103%			
			H29-							767	793		103%			
			障害福祉課	—	—	—				社会福祉法人等	898					
	3	療養介護医療費	109,377	109,377	765	●事業内容 療養介護の利用に係る介護医療給付費に対する負担 ●実施状況 療養介護(医療型ケアが必要な障害者へのサービス)の利用に係る介護医療給付費に要する経費に対する負担金(国1/2、県1/4、市町1/4)を支出した。	【活動指標】	数値目標なし	520	—	●事業の成果 ・長崎県障害福祉計画(障害者総合支援法)に基づき障害福祉サービスの計画的な提供を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・介護医療に要する費用の負担を行うことにより、障害者の福祉の向上に寄与した。					
			108,799	108,799	766			数値目標なし	518	—						
			105,070	105,070	778			数値目標なし								
			障害者総合支援法第94条				【成果指標】	—	—	—						
		H18-						—	—	—						
		障害福祉課	○	—	—			社会福祉法人等	—							
	4	障害児施設支援費	2,650,362	2,372,958	2,476	●事業内容 障害児通所給付等に対する負担 ●実施状況 障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービスなど)の利用に係る給付費に対する負担金(国1/2、県1/4、市町1/4)及び、障害児入所支援に要する経費(国1/2、県1/2)を支出した。	【活動指標】	数値目標なし	48,929	—	●事業の成果 ・長崎県障害児福祉計画(児童福祉法)に基づき障害児サービスの計画的な提供を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・入所支援に要する費用の負担を行うことにより、障害児の福祉の向上に寄与した。					
			3,055,384	2,759,583	2,478			数値目標なし	57,286	—						
			2,967,640	2,653,632	2,517			数値目標なし								
			児童福祉法第24条				【成果指標】	—	—	—						
		H24-						—	—	—						
		障害福祉課	○	—	—			障害児入所・通所施設 等	—							

取組項目 i	5	身体障害者更生医療給 付費	674,613	674,613	2,296	●事業内容 障害者総合支援法に基づき、身体障害者に対し、当該障害を 除去または軽減し、生活能力を得るために必要な医療につい て、医療費の自己負担額を軽減する。 ●実施状況 市町の身体障害者更生医療に要する経費に対する県費負担 分の給付を行った。(国1/2、県1/4、市町1/4)	【活動指標】 指定医療機関数(箇 所)	数値目標なし	66	—	●事業の成果 ・市町の身体障害者更生医療に要する経費に対 する県費負担分の給付を行い、対象身体障害 者の医療費自己負担の軽減を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・更生医療に要する費用の負担を行うことによ り、障害者の福祉の向上に寄与した。
			676,470	676,470	2,298			数値目標なし	66	—	
			675,355	675,355	2,334			数値目標なし			
			障害者総合支援法第2条、58条					—	—	—	
		S29-				—	—	—			
	障害福祉課	○	—	—	市町	—					
	6	特別障害者手当等給付 費	63,223	16,561	1,531	●事業内容 在宅重度障害者に対する特別障害者手当等の給付に要する 経費 ●実施状況 在宅の重度障害者(児)に対し、その重度の障害のために生じ る特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給した。	【活動指標】 手当給付者数(人)	数値目標なし	242	—	●事業の成果 ・受給資格者の所在地の福祉事務所を通じて、 在宅重度障害者(児)に対し特別障害者手当、 障害児福祉手当、経過福祉手当の給付を行 い、在宅で生活する重度障害者(児)の経済的な 負担の軽減を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・重度障害による負担を軽減するため、財政的 な支援を行い、住み慣れた地域で安心して生活 できる環境整備の推進に寄与した。
			64,230	15,002	1,532			数値目標なし	246	—	
			70,228	17,558	1,556			数値目標なし			
			特別児童扶養手当等の支給に関する 法律第1条					—	—	—	
S50-					—	—	—				
障害福祉課	○	○	—	在宅の重度障害者(児)	—						
取組項目 ii	○ 7	障害者更生相談費	20,074	18,754	383	●事業内容 身体障害者更生相談施設及び知的障害者更生相談施設の運 営にかかる経費 ●実施状況 身体障害者更生相談施設および知的障害者更生相談施設の 運営を行った。	【活動指標】 相談件数(件)	数値目標なし	7,495	—	●事業の成果 ・身体障害者手帳・療育手帳に関する相談のほ かに、身体障害のある方へは、補装具や福祉制 度の相談等、知的障害のある方へは、地域生活 の支援・相談等を実施した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・手帳及び福祉制度等の相談を実施することで、 障害者の自立促進に寄与した。
			19,389	19,389	383			数値目標なし	7,590	—	
			22,553	22,553	389			数値目標なし			
			身体障害者福祉法第11条、知的障害 者福祉法第12条					—	—	—	
		S26-				—	—	—			
	障害福祉課	○	○	—	身体障害のある人及び知的障害のある人	—					
	8	医療的ケアが必要な在 宅小児等に対する支援 事業	4,400	0	1,531	●事業内容 在宅で療養を行う医療依存度の高い小児等やその家族の地 域での生活を支えるための体制を構築。 ●実施状況 在宅で療養を行う医療依存度の高い小児等(者含む。)やその 家族の地域での生活を支えるために、医療と福祉が連携し、必 要なサービスを提供する体制の構築等を行った。	【活動指標】 医療的ケア児等コー ディネーター養成研 修実施回数(回)	1	1	100%	●事業の成果 ・令和5年度はコーディネーター養成研修を行 い、19名のコーディネーターを養成した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・必要なサービスを提供する体制の構築を行い、 医療的ケア児が住み慣れた地域で安心して生 活できる環境整備の推進に寄与した。
			4,400	0	1,532			1	1	100%	
			9,504	0	1,556			1			
			児童福祉法第56条の6、医療的ケア 児及びその家族に対する支援に関す る法律第5条					30	13	43%	
		H27-				30	19	63%			
			障害福祉課	○	—	—	長崎県における医療的ケアが必要な小児等	20			
	9	医療的ケア児支援セン ター運営事業	7,633	4,582	3,827	●事業内容 医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児及びその 家族等からの相談に対して総合的に対応し、地域で安心して生 活できる体制を整備。 ●実施状況 医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児とその家 族からの各種相談に対応し、各地域の支援者や関係機関と連 携しながら総合的に対応を図った。	【活動指標】 医療的ケア児支援に 係る研修会・協議会 の開催、参画回数 (回)	10	10	100%	●事業の成果 ・対象者や関係機関からの各種相談に対応する とともに、地域の支援体制構築に係る支援を 行った。医療的ケア児に係る支援体制の整備に ついて人材不足等から目標を達成できなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・対象者や関係機関への相談支援、助言等を行 うことで、医療的ケア児が住み慣れた地域で安 心して生活できる環境整備の推進に寄与した。
			8,311	4,233	3,830			10	12	120%	
			8,311	4,306	3,891			10			
			医療的ケア児及びその家族に対する 支援に関する法律第14条					4	2	50%	
		R4-				8	3	37%			
障害福祉課			—	—	—	長崎県における医療的ケアが必要な小児等	8				

取組項目 ii	10	医療的ケア児等レスパイト支援事業				●事業内容 医療機関での短期入所サービス、日中活動している場や外出先における訪問看護に係る費用について補助。 ●実施状況 医療的ケア児に対する訪問看護に係る費用を補助することで、医療的ケア児等を介助する家族の負担軽減を図った。	【活動指標】 指定医療機関数(箇所)				●事業の成果 ・医療機関については感染症対応・看護師不足等により受入休止。訪問型については4市町で実施。 ●事業群の目標達成への寄与 ・東北・離島地域における受入や訪問看護を活用した体制の構築により家族の負担軽減につながる環境づくりの推進に寄与した。
			403	403	2,298			3	2	66%	
			16,072	12,298	2,334			3			
		R5-	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第5条			長崎県における医療的ケアが必要な小児等	【成果指標】 医療機関におけるレスパイト受入延日数(日)	360	0	0%	
		障害福祉課	—	—	—			360			
	11	巡回相談費	615	615	153	●事業内容 離島・へき地の身体障害者並びに知的障害者に対して巡回による相談を実施する。 ●実施状況 離島・へき地の身体障害者並びに知的障害者に対して巡回による相談を実施し、医学的・心理的等の専門的な判定及び指導を行った。	【活動指標】 巡回相談件数(件)	数値目標なし	129	—	●事業の成果 ・離島・へき地の身体障害者並びに知的障害者に対して巡回による相談を実施し、医学的・心理的等の専門的な判定及び指導を行った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・手帳及び福祉制度等の相談を実施することで、障害者の自立促進に寄与した。
			950	950	153			数値目標なし	129	—	
			1,212	1,212	156			数値目標なし			
		S26-	身体障害者福祉法第11条、知的障害者福祉法第12条			離島・へき地に住む身体障害のある人及び知的障害のある人	【成果指標】 —	—	—	—	
		障害福祉課	○	—	—			—			
	12	障害者自立促進事業	360	212	230	●事業内容 障害者団体の組織を強化し、障害者の社会参加の促進を図るために、障害者団体が開催する研修会等の経費を補助するほか、障害者福祉活動推進員を設置する。 ●実施状況 障害者団体が開催する研修会等の経費を補助した。また、障害者福祉活動推進員を設置することにより、社会参加促進施策の体系的及び効果的な推進を図った。	【活動指標】 研修会実施件数(件)	23	9	39%	●事業の成果 ・研修会等の開催等の経費に助成を行った。新型コロナウイルス感染症の区分が変更となった影響もあり前年度より研修会の実施回数、参加人数ともに増加した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・障害者団体の組織を強化し、知識や情報を学ぶ機会を設けたことで各地域における活動の強化につながり、障害者の社会参加の促進に寄与した。
			316	177	230			23	12	52%	
			306	171	233			23			
		H6-	長崎県障害者団体研修費助成事業補助金実施要綱			障害者団体	【成果指標】 研修会参加人数(人)	986	284	28%	
		障害福祉課	—	—	—			986	665	67%	
	13	障害者広域支援事業	534	308	1,531	●事業内容 市町村を超えて広域的な支援を行い、障害者が自立した日常生活を又は社会生活を営むことができることを目的として、都道府県自立支援協議会の運営等の事業を行う。 ●実施状況 広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた市町等の相談支援体制整備への支援を行った。	【活動指標】 アドバイザー活動日数(日)	49	60	122%	●事業の成果 ・各市町等が行う障害者相談支援事業について、市町村域を越えた広域的な支援を行うために相談支援に関するアドバイザーを配置した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・アドバイザーを配置することで、地域における相談支援体制の整備の推進に寄与した。
			664	468	1,532			49	48	97%	
			1,018	649	1,556			49			
		H19-	障害者総合支援法第78条			市町・事業者	【成果指標】 市町等の要請に対する支援率(%)	100	100	100%	
		障害福祉課	○	—	—			100			

取組項目 iii	○	14	障害者医療対策費	3,036,711	1,529,421	32,043	●事業内容 精神障害者の措置入院費・自立支援医療費の公費負担及び通報・申請の処理。病院指導、検査、在院患者の病状審査、入院の可否の審査、入院患者の人権擁護等精神医療適正化対策に係わる事業。精神障害者保健福祉手帳の交付。 ●実施状況 精神障害者の措置入院費・自立支援医療費の公費負担及び通報・申請の処理をした。 病院指導・検査、在院患者の病状審査、入院の可否の審査、入院患者の人権擁護等精神医療適正化対策を実施した。 精神障害者保健福祉手帳を交付した。	【活動指標】 自立支援医療(精神通院医療)給付決定件数(件)	数値目標なし	21,706	—	●事業の成果 ・精神医療の適正化に努めることができた。請求件数が多く、審査委員との日程調整が困難等の理由により達成できなかったが速やかな処理に努めている。 ＜自立支援医療(精神)実績＞ R元 20,308件 2,743,152千円 R2 16,870件 2,754,811千円 R3 21,427件 2,857,816千円 R4 21,706件 2,908,839千円 R5 23,031件 3,053,184千円 ＜令和5年度退院等審査件数＞ 退院請求22件、処遇改善請求13件 ●事業群の目標達成への寄与 ・受診援助、福祉サービスなど医療体制にかかる援助を行うことで、精神障害者の自立促進に寄与した。
				3,205,406	1,658,856	36,893			数値目標なし	23,031	—	
				3,178,501	1,607,180	32,579			数値目標なし			
				精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条					【成果指標】	100	81	
			H10-			退院等請求の審査標準処理期間(30日)内処理率(%)			100	96	96%	
			障害福祉課			○			—	—	自立支援医療受給者等	
	○	15	精神保健審議会及び諸費	555	555	383	●事業内容 精神保健福祉審議会の運営及び精神保健業務の執行に要する経費 ●実施状況 精神保健審議会については、新型コロナウイルス感染症拡大によりWEBも活用した形式で開催。 保健福祉に関する事項について、各委員から専門的立場で意見を頂いた。	【活動指標】 審議件数(件)	数値目標なし	1	100%	●事業の成果 ・県の精神保健福祉施策の現状等について報告し、専門的知見から意見を頂いた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・当該審議会は、精神保健福祉法第9条に基づき、精神保健福祉に関する事項について調査審議し、知事に対し答申・意見具申する機関であるため、精神障害者の自立促進に寄与する。
				895	895	383			数値目標なし	1	100%	
				877	877	390			数値目標なし			
				精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条					【成果指標】	100	100	
			S40-			審議案件に対する審議の割合(%)			100	100	100%	
			障害福祉課			○			—	—	審議会委員	
	○	16	高次脳機能障害支援普及事業	2,057	737	29,847	●事業内容 高次脳機能障害のある方に対して的確な医療・福祉サービスを提供し在宅生活支援や社会的な自立の促進を図る。 ●実施状況 高次脳機能障害のある方に対して、的確な医療・福祉サービスを提供し、在宅生活支援や社会的な自立の促進を図った。	【活動指標】 在宅支援件数(件)	410	381	92%	●事業の成果 ・R5年3月に作成した『高次脳機能障害にかかる相談支援で活用できる社会資源』ハンドブックの活用に向けた研修会では137名が参加。その他保健所・地域リハ広域支援センターをはじめとする関係団体の研修会等に8回参加し、380名を対象に普及啓発活動を行った。 ・R4に発足した小児家族会「よりよりホームズ」への支援、ピアサポートの支援、家族に対しては家族教室・懇談会等の支援を行っている。 ・センターでは通所リハビリテーション事業を実施しているが、そこで得られた知見を各医療機関や就労支援等の事業所へ広げていくことが今後の課題である。 ●事業群の目標達成への寄与 ・通所リハビリテーションの実施や、高次脳機能障害の理解促進のための普及・啓発活動などを行い、保健・医療・福祉・教育など幅広い分野の障害者の自立促進に寄与した。
				2,057	737	29,871			410	395	96%	
				2,047	715	30,346			410			
				障害者総合支援法第3条					【成果指標】	80	100	
			H18-			ショートケア(1クール)に5割以上参加できた人の割合(%)			80	100	125%	
			障害福祉課			○			—	—	高次脳機能障害のある方々等	
取組項目 iv	○	17	児童思春期診療強化事業(医療介護基金)	26,146	0	766	●事業内容 児童・青年期における発達障害を実際に診療できる精神科医師を育成する。 ●実施状況 H28～R2までに養成した「子どもの心のサポート医」39名に対し、医学講座の開催、実地研修(児童相談所で担当教員と共に医療相談を行う)やオンラインを活用したサポート医の助言等の診療機能強化を行った。 児童思春期を診療する医療機関の増加を目指す。	【活動指標】 サポート医の診療件数(件)	150	1,782	1188%	●事業の成果 ・養成した子どもの心のサポート医の診療強化を目的に、医学講座(フォローアップ講座)32回、研修会5回、実地研修(延14回)、オンラインカンファレンス(2回)実施。サポート医の診療強化につなげることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・サポート医が診療している医療機関が1医療機関減ったが、サポート医の診療件数は昨年度より増加しているため、発達に課題を抱える子どもが身近な地域で受診できる医療体制の整備に寄与した。
				28,811	0	766			1,783	1,993	111%	
			(R5終了)R3-5			【成果指標】		21	19	90%		
			障害福祉課			—		—	—	子どもの心のサポート医	21	

取組項目 V	23	障害者扶養共済費	408,158	74,415	4,592	●事業内容 障害者を扶養する保護者の不安を軽減し、障害者の生活を支援する保険制度 ●実施状況 保護者が生存中に掛金を納付することにより(新規加入は65才未満)、保護者の死亡などの場合に障害者へ年金として月額20,000円(2口加入の場合は月額40,000円)を支給した。	【活動指標】 受給者数(人)	数値目標なし	891	—	●事業の成果 ・保護者死亡後の心身障害者に対し、年金を支給することで、生活の安定と保護者が抱く不安軽減を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・障害者扶養共済制度を実施することで、障害者の将来に対する保護者の不安の軽減や、生活資金の援助がなくなる保護者の死亡後の障害者の生活の安定と福祉の増進に寄与した。
			404,426	74,855	4,595			数値目標なし	881	—	
			410,059	75,073	4,669			数値目標なし			
			独立行政法人福祉医療機構法第12条第3項の規定による保険約款に基づく保険契約及び長崎県心身障害者扶養共済制度条例				【成果指標】	—	—	—	
		S45-			—	—		—			
		障害福祉課	—	○	—	制度加入者	—				
	24	福祉・介護職員等による たんの吸引等研修事業 (医療介護基金)	410	0	766	●事業内容 医療行為である喀痰吸引について、介護職員等に対する研修の実施 ●実施状況 医療行為である喀痰吸引について、介護職員等に必要な知識及び技能を修得させる研修(重度障害者等を対象とした特定の者)を実施した。	【活動指標】 研修開催回数(回)	3	3	100%	●事業の成果 ・県による基本研修を2回実施。また長崎県教育委員会による基本研修も1回実施した。 ・また、喀痰吸引を実施できる障害福祉サービス事業者等(通所)を5圏域において1箇所以上確保することができた。一部圏域においては、喀痰吸引実施可能な事業者の養成ができていないため、目標達成できていない。今後、各圏域で実施できるよう修了者の養成を行っていく。 ●事業群の目標達成への寄与 ・たんの吸引ができる介護人材を育成することで、住み慣れた地域での生活を維持し、安心して暮らせることに寄与した。
			410	0	766			3	3	100%	
			863	0	778			3			
			地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第6条				【成果指標】 喀痰吸引を実施できる障害福祉サービス事業者等(通所)を各圏域に1箇所以上確保する。(箇所)	8	5	62%	
		R元-8			8	5		62%			
			障害福祉課	○	—	—		介護職員等	8		

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i 障害福祉サービスの給付等	
●実績の検証及び解決すべき課題 障害者総合支援法や児童福祉法などにに基づき各種サービスの提供を行った事業所等に対し、報酬の支払いを行うことにより、円滑な障害福祉サービスの提供につながった。 事業所等に対して、制度の見直し等について周知を図るとともに、適正な手続等を行うよう研修等を実施していく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、各種研修を実施し、施設職員のスキルアップを図っていく。
ii 相談等による障害者の自立支援	
●実績の検証及び解決すべき課題 ・判断能力が不十分な方(知的障害者・精神障害者)に対して、福祉サービスの利用援助等を行った。 ・障害者更生相談所において身体障害者手帳・療育手帳に関する相談のほか地域生活の支援・相談等を実施するとともに、離島・へき地の障害者に対して巡回による相談を実施し、医学的・心理的等の専門的な判定及び指導を行った。 ・障害者団体が開催する研修会等の経費に助成を行うことで、障害者団体の組織を強化し、障害者の社会参加の促進を図った。 ・障害者相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域における相談支援体制の整備を図った。 ・今後も障害者の相談支援の体制の充実に向けて、市町及び関係機関との連携を図っていく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・判断能力が不十分な方(知的障害者・精神障害者)に対して、福祉サービスの利用援助等を継続する。 ・障害者更生相談所において身体障害者手帳・療育手帳に関する相談のほか地域生活の支援・相談等を実施するとともに、離島・へき地の障害者に対して巡回による相談を実施し、医学的・心理的等の専門的な判定及び指導を継続する。 ・障害者の高齢化等に伴い参加者が減少しており、障害者が参加しやすい環境を整備する。 ・アドバイザーの活動により地域のネットワークの構築や地域では対応が困難な事例への助言等の障害者が利用しやすい相談支援体制の構築が図られており、今後も継続してアドバイザーを配置する。

iii 精神保健福祉施策の推進	
●実績の検証及び解決すべき課題 精神保健審議会では精神保健福祉施策について委員からの意見を反映していく。障害者医療対策においては入院患者の退院等請求の平均処理日数が審査標準処理期間(30日)を下回ることができ、適正な医療、人権擁護につなげることができる。高次脳機能障害者支援においては、医療機関と連携し、地域完結型の支援提供ができる体制作りを行っていく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 精神保健審議会：精神保健福祉施策の検討・審議を継続する。 精神障害者の医療負担の軽減等：引き続き、精神障害者の医療費の負担軽減と入院患者の人権擁護等精神医療の適正化を図る。 高次脳機能障害への地域完結型の支援提供に引き続き取り組む。
iv 地域において発達障害児の診療・療育ができる医療機関や福祉事業所の整備	
●実績の検証及び解決すべき課題 発達障害の診療ができる医療機関に限られる一方、患者は増加していることから、こども医療福祉センター等の専門的医療機関の新患待ちが長期化しており、早期診察と早期療育が実現できていない。 H28から児童発達支援センター等の支援のためのコーディネーターを設置するとともに、児童発達支援センターに対する技術支援を行ってきた結果、支援センター設置数は6箇所(H28)から13箇所(R4)に増加したが、設置数は伸び悩んでいる。	●課題解決に向けた方向性 引き続き、発達障害の診察が可能な小児科医を養成する研修を実施するとともに新たに発達外来等を開設する医療機関に対し支援を行う。 児童発達支援センター等へ技術支援を強化し、児童発達支援センター等を中心に地域全体で障害児への支援の質の向上を図る。
v 心身障害者に対する福祉制度の整備	
●実績の検証及び解決すべき課題 市町が障害者に対して実施する医療費助成制度に対し助成を行った。また、保護者の死亡などの場合に残された障害者に年金を給付する扶養共済制度を実施した。 今後も新たな利用者の確保に向け、市町、関係団体に対して、制度の周知を図るとともに、当該制度の安定的な運営を行っていく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 引き続き、市町が障害者に対して実施する医療費助成制度への補助及び保護者の死亡などの場合に残された障害者に年金を給付する扶養共済制度を実施し、障害者の生活の安定に努める。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容	令和7年度事業の実施に向けた方向性		
			事業期間		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
			所管課(室)名				
取組項目ⅰ	○	1	自立支援給付費	—	—	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所に対する実地指導や集団指導等を通じてサービスの適正な提供体制を確保していく。	現状維持
			H18-				
			障害福祉課				
		2	福祉・介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業費	令和6年度は、国庫補助により事業を実施し、上位区分の算定や取得促進を進める。	①	処遇改善加算の新規取得や、より上位の区分の加算取得に向けて、今後も専門的な相談員(社労士等)派遣等の周知を図っていく。	現状維持
			H29-				
			障害福祉課				
		3	療養介護医療費	—	—	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所に対する実地指導や集団指導等を通じてサービスの適正な提供体制を確保していく。	現状維持
			H18-				
			障害福祉課				

取組項目 i	4	障害児施設支援費	—	—	児童福祉法に基づく障害児サービス事業所に対する実地指導や集団指導を通じてサービスの適正な提供体制を確保していく。	現状維持
		H24-				
		障害福祉課				
	5	身体障害者更生医療給付費	—	—	身体の機能障害を軽減または改善するための医療費を支給することから、制度の見直し等にはなじまないが、法の適切な実施と必要な医療提供体制の確保に努めていく。	現状維持
		S29-				
		障害福祉課				
取組項目 ii	○	8	医療的ケアが必要な在宅小児等に対する支援事業	—	在宅で療養を行う医療依存度の高い小児等やその家族の地域での生活を支えるために、医療と福祉が連携し、必要なサービスを提供する体制の構築等に努めていくとともに、引き続き、受け入れ先の確保に向けた支援体制の充実を図る。	改善
			【看護師の配置(令和6年からの拡充)】 医療的ケア児の看護経験を有する看護師等を関係機関の依頼に応じて派遣し、医療的ケア児の受入先増加を図るため、助言・指導等を実施する。			
		H27-	障害福祉課			
取組項目 ii	9	医療的ケア児支援センター運営事業	—	—	医療的ケア児支援センターにおいて、医療的ケア児とその家族等からの各種相談に対応し、各地域の支援者や関係機関と連携しながら総合的に対応を図り、医療的ケア児等が地域で安心して生活できる体制の整備を促進していく。	改善
		R4-				
		障害福祉課				
	10	医療的ケア児等レスパイト支援事業	—	—	医療機関での短期入所サービス、日中活動している場や外出先における訪問看護に係る費用について補助を行い、医療的ケア児等を介助する家族の負担軽減を図る。	改善
		R5-				
		障害福祉課				
	11	巡回相談費	—	—	法に基づき、離島・へき地の身体障害者並びに知的障害者に対して巡回による相談を実施していることから制度の見直し等にはなじまないが、引続き専門的な判定及び指導に努めていく。	現状維持
		S26-				
		障害福祉課				
	12	障害者自立促進事業	研修会・講習会の開催形式やスポーツ大会における種目について検討し、障害者や障害者団体がより積極的に参加できる事業を実施する。	②	研修会の開催時期や開催方法を早期に確定して、障害者に会への参加を促す時間を十分に確保するとともに、離島など遠方から参加しやすいようにオンラインによる開催を検討するなどして、参加者数増加を目指しながら、障害者団体の組織を強化し、障害者の社会参加の促進に努めていくとともに、併せて事業の内容等も検討していく。	改善
		H6-				
		障害福祉課				
	13	障害者広域支援事業	—	②	各市町が行う障害者相談支援事業について、広域的な支援を行うため、専門性の高いアドバイザーを配置し、地域における相談支援体制の整備を推進していく。また、地域自立支援協議会等を通じて、アドバイザー派遣事業の活用を促していく。	現状維持
		H19-				
		障害福祉課				

取組 項目 iii	○	14	障害者医療対策費	—	—	引き続き精神障害者の外来通院医療費の負担軽減等を実施していく。 また、精神科入院患者の人権擁護等を推進し、精神医療の適正化を図る。	現状維持
			H10-				
			障害福祉課				
		15	精神保健審議会及び諸費	—	—	精神保健福祉に関する事項について、引き続き、専門的立場から総合的に調査審議し、精神科入院患者の人権擁護等を推進し、精神医療の適正化を図る。	現状維持
			S40-				
			障害福祉課				
		16	高次脳機能障害支援普及事業	—	—	精神保健福祉法の改正に伴い、県事業の実施要綱の見直しを行い、各機関の役割が見える化する。また、長崎こども・女性・障害者支援センターにおいて、相談支援、普及啓発等を行うとともに、高次脳機能障害に係る医療体制の充実を図ることで、高次脳機能障害について障害保健福祉圏域で完結できる支援体制整備の推進を図る。	現状維持
			H18-				
			障害福祉課				
取組 項目 iv	○	18	児童思春期・大人の発達障害の専門知識を持つ精神科医等育成事業（医療介護基金）	R6新規	—	長崎県子どもの心のサポート医の継続支援を行うとともに、患者の発達段階に応じ、大人の発達障害等にも対応できる精神科医を養成する。また、身体合併のある精神科救急患者の受入れに対応可能な精神科医等の育成を図り、地域の精神科病院における救急患者受入体制の改善を図る。	改善
			(R6新規)R6-				
			障害福祉課				
取組 項目 iv		19	発達障害児地域医療体制整備事業費（医療介護基金）	—	②	発達障害児の診察が可能な医師を養成する研修について、長崎大学の小児科医以外の医師も参加できるように研修方法を見直す。 医療機関に対する発達障害児の診察やリハビリに必要な設備整備の経費の補助については、意向がある事業者へ働きかけを行う。	改善
			H27-				
			障害福祉課				
		21	児童発達支援センター等機能強化事業費	R6新規	—	令和6年度の実施状況を踏まえ必要な見直しを行いつつ、児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図り、地域における障害児支援の質の向上を推進し、障害児やその家族への支援体制の強化を図る。	改善
			(R6新規)R6-8				
			障害福祉課				

取組 項目 v	○	22	障害者福祉医療費助成費	—	—	心身障害者の福祉の増進を図るため、市町が実施する医療費助成に対し、補助を行うものであり制度の見直し等にはなじまないが、県と市町からなる長崎県福祉医療制度検討協議会障害者専門分科会において決定された医療費助成を実施していく。	現状維持
			S49-				
			障害福祉課				
		24	福祉・介護職員等による たんの吸引等研修事業 (医療介護基金)	喀痰吸引を実施できる障害福祉サービス事業者等(通所)を各 圏域に1箇所以上確保するため、未確保圏域において実施でき得 る事業者等へ働きかけを行う。	②	喀痰吸引を実施できる障害福祉サービス事業者等(通所)を各圏域に確保するた め、事業所への働きかけはもちろん各市町障害福祉課への周知など効率的に圏域を 増やしていく。また、保育所等の児童関係機関での必要性も増えていることから、県・ 市町へのこども関係課への周知を行う。	改善
			R元-8				
			障害福祉課				

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。

② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。

③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。

④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。

⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。

⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。

⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。

⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改革要望)する必要はないか。

⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。

⑩ その他の視点